

令和6年度第2回川崎地域地域医療構想調整会議 資料2

協議:令和6年度の病床整備事前協議について

目次

- 1 事前協議の目的
- 2 令和6年4月1日時点の既存病床数
- 3 第1回調整会議での各地域の協議結果
- 4 協議事項1:公募要件等について
- 5 協議事項2:公募期間について
- 6 今後のスケジュール
- 7 まとめ (協議をお願いしたい事項)

事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床(療養病床及び一般病床)の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

令和6年4月1日時点の既存病床数

<療養病床及び一般病床>

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引	整備目標病床数	差引
一人依据区尔图 ————————————————————————————————————	А	В	B – A	С	C – B
横 浜	25,209	23,386	△1,823	24,510	△1,124
川崎北部	4,279	4,113	△166	設定なし	
川崎南部	3,658	4,585	927		
相模原	6,389	5,910	△479		
横須賀・三浦	5,238	5,183	△55		
湘南東部	4,726	4,301	△425	4,550	△249
湘南西部	4,360	4,537	177	設定なし	
県 央	5,229	5,324	95		
県 西	2,678	2,914	236		
合 計	61,766	60,253	△1,513		

[※] 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。 Kanagawa Prefectural Government

第1回調整会議での各地域の協議結果

○ 基準病床数に比べて既存病床数が不足している5つの二次保健医療圏では、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、協議を行った結果、次のとおりであった。

二次保健医療 圏	実施の要否	公募病床数	公募する病床機能	希望する 公募スケジュール
①横浜	実施する	471床	回復期機能 慢性期機能	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで
②川崎北部	実施する (* 1)	(166床)	(第2回調整会議で協議)	(第2回調整会議で協議)
3相模原	実施する (* 1)	(91床)	(第2回調整会議で協議)	(第2回調整会議で協議)
④横須賀・三浦	実施しない	_	_	_
⑤湘南東部	実施する	133床	回復期機能 慢性期機能 急性期機能(産科)	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで

(*1)川崎北部と相模原では、今後、事前協議を実施する方向で意見がまとまったが、公募要件等の詳細については、第2回調整会議で協議することとなった。

【参考】公募病床数の考え方

二次保健 医療圏	既存病床数 との差分(A)	公募病床数 (B)	差分 (A-B)	公募病床数の考え方
①横浜	1,124床	471床	656床	1,124床から介護医療院への転換分183床を除 き、半分にした病床数 (* 1)
②川崎北部	166床	<u>(166床)</u>	_	
③相模原	479床	(91床)	388床	479床から介護医療院への転換分388床を除い た病床数
④横須賀・三浦	55床	_		
⑤湘南東部	249床	133床	116床	249床から介護医療院への転換分116床を除い た病床数

^(*1) 公募病床数を半分とした理由は、1,124床は第8次保健医療計画期間(令和6年~11年)の6年間で整備可能な病床数であるが、基準病床数等の 見直しを検討する令和8年度までの3年間での目標設定としたため。

Kanagawa Prefectural Government

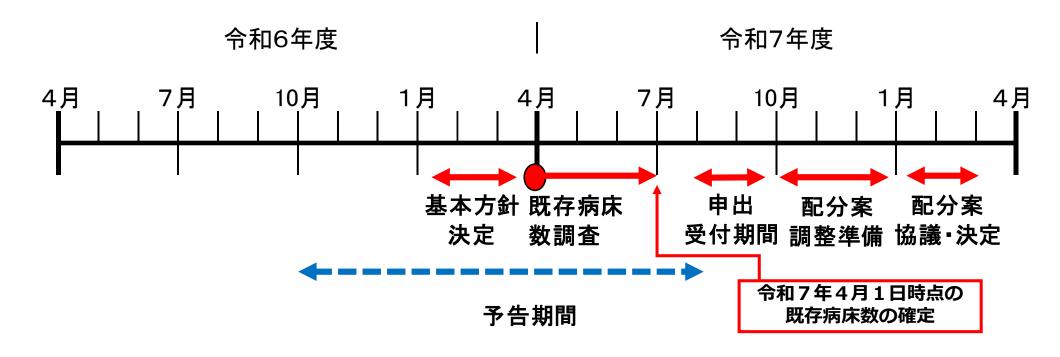
協議事項1:公募要件等について

資料2別紙によりご説明

協議事項2:公募期間の見直し方法①

【公募スケジュール(見直し案)】

○ 現行の「病院等の開設等に関する指導要綱」に基づきつつ、可能な限り公募期間等を確保 する方法として、次のスケジュールを県にて検討した。



※令和7年4月1日現在の既存病床数の確定後、公募を行うため、<u>保健医療計画推進会議や調整会議を書面に</u> て臨時開催させていただく可能性あり。

協議事項2:公募期間の見直し方法②

【考え方】

- 令和6年度中に「予告」として、「公募を実施すること」や「公募する病床機能」を予定として告知しつつ、令和7年4月1日現在の既存病床数が確定した後、速やかに「公募する病床数」を告知する。
- これにより、開設希望者に十分な検討期間を与えることも可能となるのではないか。
- なお、「公募スケジュールの延長」が他の病床整備事前協議との関係で不具合が生じた場合を考慮し、**今回は「試行」という位置づけ**で実施したい。

【事前協議の予告について】

○ 公募期間の見直しについて、会長、県、川崎市で協議し、9月30日に開催された保健医療計画推進会議において本日ご提案した方向性が了承されたため、**県HPにおいて10月7日より 事前協議の予告について先行して実施**している。



第2弾として、本日の協議事項1「公募要件等について」の結果を予告する。

協議事項2 : 【事前協議の予告に係る県HPの内容 1/2】

令和7年度病床整備に関する事前協議の予告(川崎北部・相模原地域)について

対象とする保健医療圏、病床数及び公募要件

令和6年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数(昨年度までの事前協議承認分等を含む)又は精神病床の既存病床数が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏については、令和7年度に事前協議を実施することを予告します。

二次保健 医療圏名	市町村	病床種別	公募病床数 (見込み)
川崎北部	川崎市高津区、宮前区、 多摩区、麻生区	療養病床及び一般病床	166
相模原	相模原市	療養病床及び一般病床	91

協議事項2 : 【事前協議の予告に係る県HPの内容 2/2】

公募要件等

- <川崎北部地域>
- ・令和7年3月頃確定する予定
- <相模原地域>
- ・令和7年3月頃確定する予定

申出期限(イメージ)

令和7年8月頃から令和7年10月頃まで

※従来の2ヵ月から延長。申出期限の詳細は令和7年7月頃確定する予定

スケジュール(イメージ)

令和7年8月頃から令和7年10月頃まで 病院開設等の申出受付

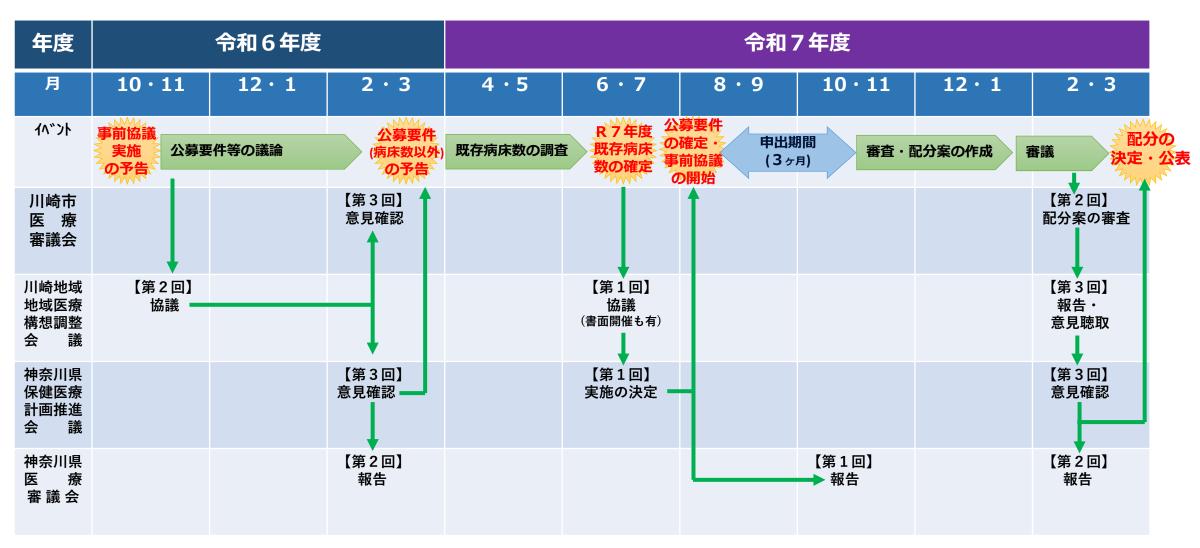
令和8年1月から2月 地域医療構想調整会議(地区保健医療福祉推進会議)、市保健医療協議会

等の意見聴取

令和8年2月下旬から3月 県保健医療計画推進会議の意見聴取、県医療審議会への報告、申出者への結果通知

Kanagawa Prefectural Government

今後のスケジュール



Kanagawa Prefectural Government

まとめ (協議をお願いしたい事項)

協議事項1:公募要件等について

- ・回復期及び慢性期を募集することについて
- ・配分案の検討に当たっては、市内医療機関を優先することについて

協議事項2:公募期間の見直しについて

・令和7年3月に公募する「病床機能」及び「スケジュール」を予告し、 令和7年7月頃に「病床数」を告知するというスケジュールの見直し案に ついて